

# 普天間飛行場返還後の跡地利用に向けた取り組み

## 配置の考え方

### 土地利用ゾーン

- **振興拠点ゾーン**は、斜面緑地の緩衝機能や台地端部からのオーシャンビューを活かせる位置に配置
- **都市拠点ゾーン**は、広域的な交通網の活用による集客力の確保、宜野湾市の中心としてふさわしい位置等を重視して配置
- **居住ゾーン**は、周辺市街地との一体的な生活圏形成等を目標として、跡地の東側外周部を中心に配置

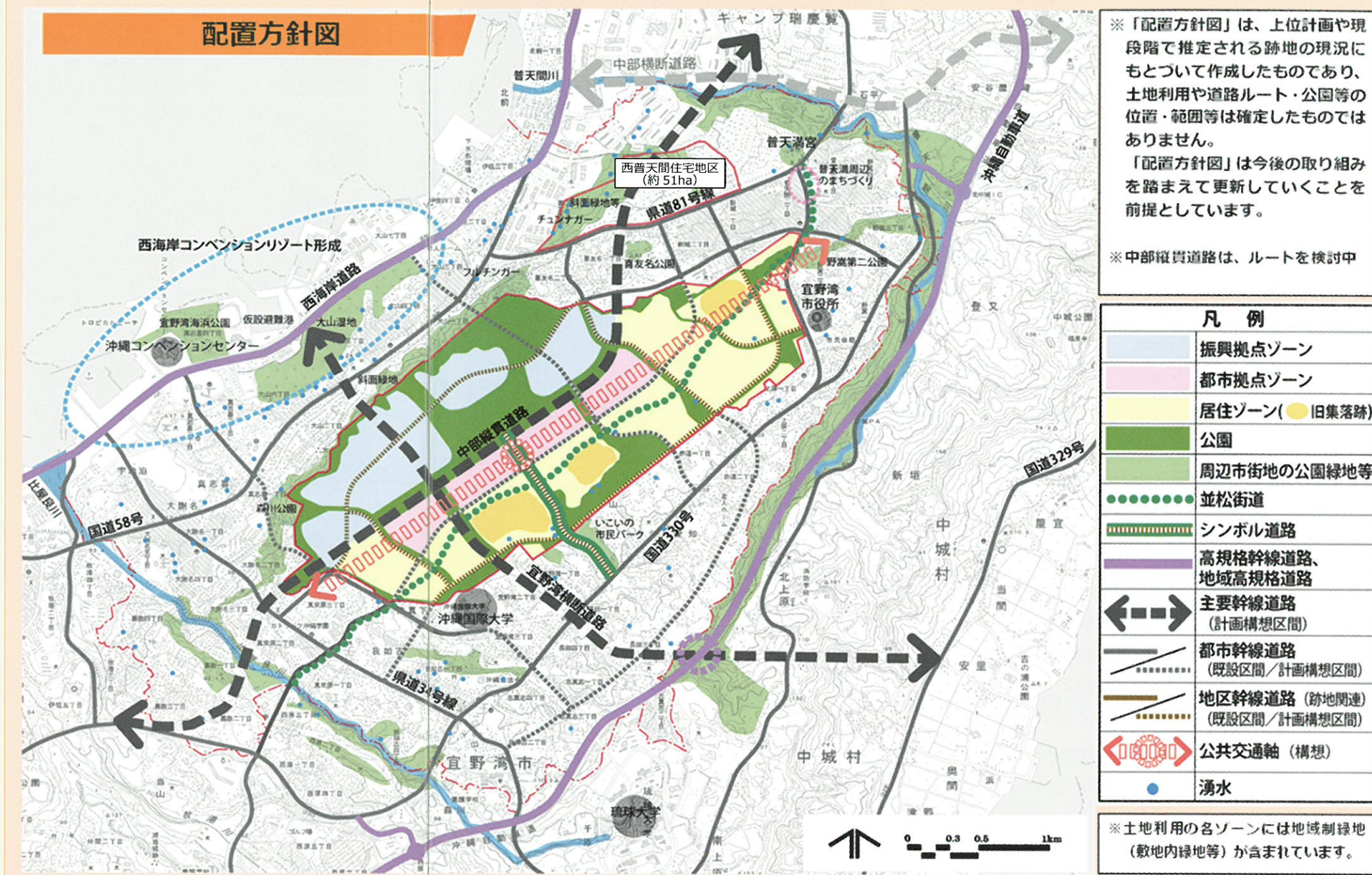
### 緑地空間

- 跡地振興の拠点となる緑地空間の配置
- 跡地を網羅するネットワーク状の緑地空間の配置
- 自然・歴史特性の保全活用に向けた緑地空間の配置
- 周辺市街地からの利用に向けた緑地空間の配置

### 交通網

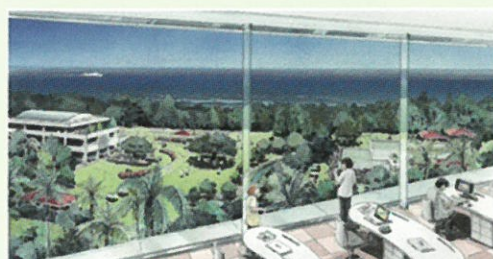
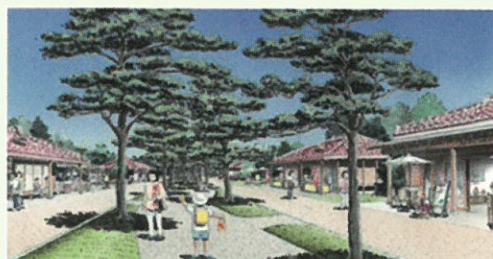
- 主要幹線道路（中部縦貫道路、宜野湾横断道路）のルート配置
- 跡地と周辺市街地にまたがる幹線道路網の配置
- 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の配置

## 配置方針図



## 参考イメージ図

- (右図) 市民の交流の場となる新しい都市拠点
- (下右図) 豊かな緑やオーシャンビューが広がる沖縄振興の舞台
- (下左図) 歴史を後世に伝える並松街道



普天間飛行場の跡地利用について、宜野湾市と沖縄県は共同で「普天間飛行場跡地利用基本方針」(以下「基本方針」という)と「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」(以下「行動計画」という)を策定し、これらにもとづき県市の共同調査や文化財調査、市による自然環境調査、関係者との合意形成に向けた取組を進めてきました。

平成24年度、宜野湾市及び沖縄県で、広域計画やこれまでの取り組みの成果を踏まえた「全体計画の中間取りまとめ」を策定しました。今後、中間取りまとめをもとに、県民、地権者等の皆さまのご意見をお聞きしながら、沖縄全体の発展に資する跡地利用計画策定につなげていきたいと考えております。